

令和 2 年 3 月 31 日
令和 2 年 9 月 24 日 改定
農林水産省 E B P M 推進会議決定

令和 2 年度 農林水産省 E B P M 取組方針

我が国の経済社会構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、証拠に基づく政策立案（E B P M）を推進する必要がある。新たな食料・農業・農村基本計画（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）においても E B P M を推進する旨が明記されたところである。このため、予算要求を始めとする政策立案の過程において、E B P M の取組を進める。

また、行政事業レビュー及び政策評価の取組との一体的な推進を図る。

1. E B P M の実践的取組について

平成 30 年度はロジックの整理、令和元年度は予算要求検討とのリンクを強めることを主眼として E B P M の事例創出に取り組んできた。令和 2 年度は、これまでの取組を踏まえ、予算要求プロセスにおいてロジックモデルの整理とともに、事業の効果等に関する証拠（エビデンス）の収集・分析を行うことにより、E B P M の実践的な取組を実施する。

（1）取組対象

各局庁は、令和 3 年度新規要求事業（全て）を対象として実践的な取組を行う。単独で取り組みにくい事業については、複数の事業をセットとして取り組むことも可能。ただし、これまでの事例創出の取組を踏まえ、以下の性質の事業は対象外とする。

- （ア）外交的判断で意思決定されており、原局レベルで代替案を検討することができない事業（国際機関への拠出金等）
- （イ）既に効果が上がっている害虫駆除など、効果が明確で進捗管理を行えばよく、代替案を検討する余地が少ない事業
- （ウ）研究開発
- （エ）システム開発事業
- （オ）調査事業

なお、令和 3 年度新規要求事業のうち、概算要求額が 10 億円以上の事業については、「令和 2 年度行政事業レビューの実施方針について」（令和 2 年 3 月、内閣官房行政改革推進本部事務局）に基づき、ロジックモデルをレビューシートと併せて公表するとともに、翌年度以降も取組を実施する。

また、各局庁は令和 3 年度新規要求事業のうち、政策立案総括審議官・内閣官房行政改革推進本部事務局の参考人合同ヒアリングの対象として 1 事業を選定する。

（２）取組の進め方

①ロジックモデルの作成

現状把握・課題設定を適切に行い、インプットからアウトカム（初期、中期、長期）、インパクトに至る道筋を矛盾や飛躍がないように整理する。また、アウトカム指標の妥当性を確認するとともに、継続事業についてはアウトカムの実績を把握する。

②事業の効果等に関する証拠（エビデンス）の収集・分析

（１）の政策立案総括審議官・内閣官房行政改革推進本部事務局の参考人合同ヒアリングの対象事業については、当該事業の効果等、事業の妥当性を示す証拠（エビデンス）を整理する。既存の証拠（エビデンス）がない又は精度が低い場合は、今後、事業執行過程等でどのようにデータを収集し、効果分析を実施するか検討し、証拠（エビデンス）の強化に向けて取り組む。事業担当課における検討に当たっては、統計部、農林水産政策研究所及び広報評価課等からなる検討支援チームが支援を行う。

③予算要求プロセスへの活用

予算要求プロセスにおいて、ロジックモデルと証拠（エビデンス）を用いた説明を行う。

実践的取組のスケジュール（予定）

時期	内容
5月下旬	・取組対象の決定
7月	・政策立案総括審議官・参考人合同ヒアリング（各局庁原則１事業）（書面実施） ・合同ヒアリングの対象事業について、事業担当課及び検討支援チームで証拠（エビデンス）の収集・分析に関する今後の方針を検討
8月	・各局庁において、ロジックモデル等を修正の上、予算課に提出
8～9月	・予算編成作業で活用
9月	・概算要求 ・各局庁において、ロジックモデル（概算要求ベース）等を整理（省内の予算プロセスの過程で生じた概算要求額が10億円以上の新規事業を含む）
10月	・政策立案総括審議官は、概算要求への反映状況を確認 【概算要求額が10億円以上の新規事業のロジックモデルを公表】 ・各局庁において、財務省へロジックモデル等を用いた説明
12～令和3年1月	・各局庁において、ロジックモデル（概算決定ベース）等を整理
2～3月	・農林水産省EBPM推進会議における各局庁の実践的取組、統計部及び農林水産政策研究所の取組の報告、次年度の取組方針の決定
年度明け	・EBPM推進委員会における報告

2. 統計等データの提供要請等に対する対応

- (1) 広報評価課は、「データに関する総合窓口」に寄せられた要請のうち、統計的な利活用を目的とする要請について、データ保管・管理部局に回答の作成を依頼する。データ保管・管理部局の回答が不適切と認められる場合は、必要に応じて政策立案総括審議官に報告し、改善を指導する。また、農林水産省EBPM推進会議において対応状況を報告するとともに、各局庁の積極的な対応を促す（2～3月）。
- (2) 統計部は、統計法に基づく調査票情報の提供要請、オーダーメイド集計の要請に適切に対応するとともに、対応状況について、広報評価課に四半期毎に情報提供する（6月、9月、12月、3月）。

3. 統計等データの整備・改善

- (1) EBPMの推進に必要なデータの整備に向け、各局庁は、広報評価課が農林水産省ウェブサイトで公開している行政保有データの棚卸リストへのデータの追加、紙媒体から電子データへの移行等を進める。
- (2) 統計部は、EBPMの実践的取組において、検討支援チームに参加し、統計データの活用可能性についてアドバイスする。また、新たな証拠（エビデンス）の収集に当たり、ニーズを踏まえたアンケート調査の実施やビッグデータの収集・分析等を行い、各局庁を支援する。また、「統計データの利活用サポート窓口」を通じて、職員に対して、統計データの所在案内、統計データの組替集計の受付・提供、統計調査の調査票情報の提供、統計調査の設計支援等を行う。

4. 人材育成

- (1) 政策立案総括審議官は、職員のEBPMへの意識啓発や基本的・実践的知識の向上のため、外部有識者等を講師とする研修を実施する（10～11月）。
- (2) 統計部は、職員の統計データの利活用に関する能力の向上のために、データ分析・基礎的な統計に関する知識やデータ利活用の技術を習得するための研修を実施する（1～3月の予定）。

5. 研究機関等との連携

EBPMの取組の推進に当たって、広報評価課及び各局庁は、必要に応じ、農林水産政策研究所等の研究機関及び内閣官房行政改革推進本部事務局の参考人と連携する。農林水産政策研究所は、EBPMの実践的取組において、検討支援チームに参加し、証拠（エビデンス）の収集や効果分析の実施方法等について技術的な観点からアドバイスを行う。また、各局庁が自主的に行うことのできない専門的な知見を要する効果分析について、分析の実施可能性や分析方針等の検討を行い、可能なものについては分析を行う。また、効果検証に必要な高度な分析手法について、農業分野に応用した研究事例を整理する。